

#### (4) 薬剤師関係

	質問項目
33	<p><b>Q . 診察終了後のお薬の待ち時間が長い時があります。保険薬局さんに自宅へお薬を届けていただくことはできるのでしょうか。</b></p> <p>A . はい。医師より訪問薬剤管理指導の指示（処方せんに記載あるいは口頭）があれば、可能です。保険薬局に相談していただき、ご確認ください。</p>
34	<p><b>Q . 薬剤師による在宅訪問服薬指導とはどのようなものですか。</b></p> <p>A . 病院や薬局に通院・来局するのが困難な方のために、医師の依頼のもとで、ご自宅に薬剤師が処方されたお薬をお持ちして、服薬指導等を行うことです。</p> <p>介護認定を受けている方は ... 居宅療養管理指導（介護保険適用）            介護認定を受けていない方は ... 在宅患者訪問薬剤管理指導（医療保険適用）            を受けることとなりますが、指導内容は同じです。</p> <p>（指導内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効能 / 効果や副作用など、薬の説明</li> <li>薬についての副作用チェックや飲み合わせチェック</li> <li>残薬のチェックと共に、保管・管理・処理</li> <li>薬が飲みにくい場合の工夫・提案</li> <li>患者さまの住環境を衛生的に保つための指導・助言 などです。</li> </ul> <p>※ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p> <p>「第二 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項」内の「6 居宅療養管理指導費（3）薬剤師の居宅療養管理指導について」 参照</p> <p><a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/housyu/dl/c01.pdf">http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/housyu/dl/c01.pdf</a></p>
35	<p><b>Q . 在宅訪問服薬指導を希望する場合はどうすればいいでしょうか。</b></p> <p>A . かかりつけ薬局がある場合は、訪問服薬指導が可能かどうか問い合わせしてください。訪問服薬指導ができない場合やかかりつけ薬局がない場合は「堺市薬剤師会 地域医療連携室」の窓口へ直接電話か依頼書に記入し FAX してください。</p> <p>折り返し担当者から連絡します。</p>
36	<p><b>Q . 在宅訪問服薬指導について対象者の条件はありますか。</b></p> <p>A . 一人では通院できない方や在宅療養中の方が対象となります。</p>

	質問項目
	但し、医師の指示があれば可能です。
37	<p><b>Q．居宅療養管理指導は、介護保険の支給限度基準額内ですか。支給限度基準額外ですか。</b></p> <p>A．介護保険適用の居宅療養管理指導費は支給限度基準額外のサービスです。支給限度基準額を超えても利用できます。利用者負担は1割負担です。 医療保険適用の在宅患者訪問薬剤管理指導費は医療保険の給付割合の負担となります。</p>
38	<p><b>Q．在宅訪問服薬指導にきてもらえるのは自宅だけですか。</b></p> <p>A．自宅以外に有料老人ホーム、グループホーム、高齢者専用サービス住宅・障害者施設などへの訪問も可能です。ただし、薬局から16キロメートル以内に限ります。訪問が必要な場合は施設長や主治医と連携し、正しい服用方法や安全な服薬管理の指導を行います</p>
39	<p><b>Q．認知症進行中で、複数の医療機関に通院中の方ですが、どの薬がどの医療機関のものかわからなくなり、服薬状況がかなり悪い状態です。訪問看護師より良い方法はないかと依頼がありました。</b></p> <p>A．薬剤師が、訪問看護師さんの負担軽減のためにも、服用薬の重複や相互作用・併用禁忌などに留意しながらお薬の整理・管理をしますので、かかりつけ薬局か地域医療連携室にご相談ください。</p>
40	<p><b>Q．薬剤師に医療材料や衛生材料も届けていただけるのでしょうか。</b></p> <p>A．薬局での保険処方せんに基づいて、注射針などの特定保険医療材料は交付出来ますのでお届けします。 処方せんに基づかない医療材料の供給については、血糖測定器などの高度管理医療機器以外は販売出来ますが、高度管理医療機器については、販売許可が必要ですので薬局にご確認ください。 衛生材料もお届け出来ますが店頭販売価格になります</p>
41	<p><b>Q．患者宅で使用しなくなった麻薬が残っていますが、どのように処分すればよいか教えてください。</b></p> <p>A．患者宅から調剤済み麻薬の返却処分の依頼を受けた場合には、薬剤師等複数人立ち合いの上、廃棄処分し、調剤済麻薬廃棄届を都道府県知事に、薬局が提出することになっています。 お薬を受け取られた、かかりつけ薬局にご相談ください。</p>